病原体等管理システム運用・保守業務一式

厚生労働省健康局結核感染症課

目　次

1.　調達件名 1
2.　作業の概要 1
2.1 目的 1
2.2 用語の定義 1
2.3 業務の概要 2
3.　調達内容 3
3.1 調達範囲 3
3.2 納入期限 3
3.3 履行期間 3
3.4 成果物 4
3.5 検収条件 4
3.6 納入条件 4
3.7 応札者の条件 5
3.8 監督及び検収 5
3.9 SLA（サービスレベル協定） 6
3.10著作権等 6
4.　情報システムの要件 8
4.1 指定内容入力業務 8
4.2 許可申請受理業務 8
4.3 届出受理業務 8
4.4 審査・許可証発行業務 9
4.5 情報検索業務 9
4.6 統計処理業務 10
4.7 報告徴収支援業務 10
4.8 立入検査支援業務 10
4.9 改善命令支援業務 10
4.10感染症発生予防規程の変更命令支援業務 11
4.11解任命令支援業務 11

4.12指定の取消し等支援業務 12
4.13滅菌等の措置命令支援業務 12
4.14災害時の措置命令支援業務 12
4.15システム支援関連業務 13
5. 規模・性能要件 16
5.1 規模 16
5.2 性能 17
6. 信頼性要件 17
7. 情報セキュリティ要件 17
8. 情報システム稼働環境 19
8.1 システム構成図 19
8.2 システム構成概要 20
8.2.1 データセンター設置システム構成概要 20
8.2.2 結核感染症課及び地方厚生局設置システム構成概要 21
8.3 ハードウェア構成図 21
8.3.1 本番系病原体等管理サーバ 21
8.3.2 維持系病原体等管理サーバ 21
8.3.3 ウィルス対策／運用監視サーバ 22
8.3.4 端末 22
8.3.5 運用端末 22
8.3.6 監視端末 23
8.4 ミドルウェア構成図 23
8.5 システム設置場所要件 24
8.6 回線要件 25
9. テスト要件 26
10. 運用・保守要件 27
10.1システム運用・保守業務一覧 27
10.2稼働状況管理要件 27
10.3データ管理要件 27
10.4セキュリティ管理要件 28
10.5ログ管理要件 28
10.6報告関連要件 28

10.7障害対応要件 28
10.8構成管理要件 30
11. 特記事項 31
12. 妥当性証明 32

1. 調達件名

病原体等管理システム運用・保守業務一式

2. 作業の概要

2.1 目的

平成１９年度に業務処理プログラムの開発及び動作環境等の構築を実施した「病原体等管理システム」は、病原体管理業務に関わる極めて重要な情報を、安全かつ確実に事務処理するシステムである。

本システムの運用にあたっては、システムの安定稼動を図るとともに、その稼動状況等を常に監視し、障害時には迅速かつ確実な復旧作業が実施される必要がある。よって、専門的な知識を有した業者にシステムの運用・保守業務を委託するものである。

2.2 用語の定義

（１）システム

病原体等管理システム全体（ハードウェア機器、OS、ミドルウェア、プログラム）を指す。

（２）ソフトウェア

病原体等管理システムで使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、プログラム）を指す。

（３）動作環境等一式

病原体等管理システムで使用するハードウェア機器（各種サーバ、ルータ、ハブ等のネットワーク機器を含む）及びミドルウェアを指す。

（４）サーバ

病原体等管理システムのうち、業務処理及び各種機能を実現するソフトウェアを搭載するサーバを指す。

（５）業務処理プログラム

病原体等管理システムで動作する、各種プログラム言語で開発された業務アプリケーション及びシステム方式アプリケーションを指す。

（６）端末

病原体等管理システムのうち、結核感染症課及び各地方厚生局にて病原体等許可・届出申請業務処理に必要な端末のことを指す。

（７）専用線

本仕様書での専用線とは、通信回線の起点から終点を本システム専用にネットワークを確保する回線サービスを指す。

（８）病原体

感染症を発症させる生物および物質である。その感染性、重篤度等に応じた規制対応のため、一種病原体から四種病原体に分類される。詳細は「参考資料１　病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要」を参照のこと。

（９）一種病原体

感染した場合、生命及び健康に極めて重大な被害を及ぼすおそれがある病原体を指す。原則として何人も、一種病原体等を所持してはならない。詳細は「参考資料１　病原体等の適正な管理を含めた

総合的な感染症対策の概要」を参照のこと。

（１０）二種病原体

感染した場合、生命及び健康に重大な被害を及ぼすおそれがある病原体を指す。所持等に際して、厚生労働大臣の許可をを受けなければならい。詳細は「参考資料１　病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要」を参照のこと。

（１１）三種病原体

感染した場合、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある病原体を指す。所持に関して事前規制により所持者を制限するまでの必要性はないが、施設基準等に従った施設における所持等を認めつつ、所持した場合の届出については義務づけている。詳細は「参考資料１　病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要」を参照のこと。

（１２）四種病原体

感染した場合、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体を指す。施設基準等に従った所持等を認め、その基準に対する違反が判明した場合に、改善命令や立入検査等を行う。詳細は「参考資料１　病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要」を参照のこと。

2.3 業務の概要

病原体等管理システム（以下、「本システム」という。）は、平成１８年１２月８日に改正され、平成１９年６月１日より施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第８章の２に規定する特定病原体等の所持・輸入の許可・届出制度における諸手続を実施し、病原体等の所持者に対する監督業務等を支援すること等を目的としたシステムである。

本システムでは、特定病原体等を所持・輸入しようとする者（以下「所持者・輸入者」）が、インターネット上で申請書・届出書をダウンロードし、申請・届出内容を記入し、結核感染症課及び各地方厚生局へ提出する。これを受取った結核感染症課及び各地方厚生局において、申請・届出内容の管理を可能とする。また本システムでは、所持者・輸入者からの許可申請を厚生労働大臣が受理、審査の上、許可証を発行し、許可証の発行状況を管理し、立入検査等の監督業務を支援し、蓄積された所持者・輸入者情報を元に厚生労働省健康局結核感染症課及び各地方厚生局（第三種、第四種病原体に限る。以下同じ。）において統計情報を出力すること等をも可能とする。

本システムにて蓄積された病原体等所持者・輸入者の情報は、病原体等の適正な管理体制の構築を図るために用いるものとし、病原体等の盗難発生時等における危機管理体制の迅速な構築や、病原体等保管施設における事故発生時等における追跡調査等への活用等、感染症の発生・拡大の防止のために活用することを目的としている。

なお、病原体等の保有状況の詳細については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を期すおそれがあるほか、国家の安全を害するおそれがあることから、公表しないこととしているところであるが、本事業において扱う情報には、二種病原体等を保管する施設の所在地等、国民の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある機密情報が含まれることから、データベースの管理、ネットワーク・システムへのアクセス、帳票の印刷、外部メディアへのデータ出力等におけるセキュリティ対策については細心の注意を払うこととする。

3. 調達内容

3.1 調達範囲

本保守・運用業務の範囲は、以下のとおりである。

業務の範囲	概要説明	SLCP-JCF98 のアクティビティとの関係
（１）結核感染症課が準備する業務処理プログラム及び動作環境一式のシステム設置場所の提供（建物、電力設備、電気利用を含む）	詳細は「8.5 システム設置場所要件」を参照のこと。	【1.5 運用プロセス】 1.5.1　プロセス開始の準備
（２）上記（１）のシステム設置場所と結核感染症課及び地方厚生局を接続するための専用回線の提供	詳細は「8.6 回線要件」を参照のこと。	【1.5 運用プロセス】 1.5.1　プロセス開始の準備
（３）業務処理プログラム及び動作環境一式のシステム設置場所への移設及び走行確認試験の実施	現在、東京都内のデータセンターに設置されている動作環境一式を受注者が提供するシステム設置場所に移設すること。走行確認試験に関する詳細は「9.テスト要件」を参照のこと。	【1.5 運用プロセス】 1.5.1　プロセス開始の準備 1.5.2　運用テストの実施 1.5.3　業務及びシステムの移行
（４）回線及びシステム設置場所の維持・管理	回線及びシステム設置場所を契約期間中、運用に支障のないよう継続的に提供すること。	【1.5 運用プロセス】 1.5.4　システム運用 【1.6 保守プロセス】 1.6.2　問題把握及び修正分析 1.6.3　修正の実施
（５）運用・保守業務の実施	業務処理プログラム、システム設置場所・結核感染症課及び地方厚生局に導入済みのハードウェア・ソフトウェアについてウィルス対策ソフト更新、障害対応等の運用保守業務を行うこと。（詳細は「8.情報システム稼働環境」「10.運用保守要件」を参照のこと。）	【1.5 運用プロセス】 1.5.4　システム運用 1.5.5　業務運用と利用者支援 【1.6 保守プロセス】 1.6.2　問題把握及び修正分析 1.6.3　修正の実施

3.2 納入期限

本調達の納入期限は、平成 24 年 3 月 31 日とする。

3.3 履行期間

本調達の履行期間は平成 20 年 9 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日とする。

（なお、平成 20 年 9 月 22 日までは厚生労働省および地方厚生局が届出・申請情報を専用端末で入力できるようサポートすることとし、平成 20 年 9 月 22 日までにｉＤＣのシステムへ完全にデータを移行して稼働を開始すること）

3.4 成果物

成果物は以下のドキュメントとし、納品場所は、厚生労働省健康局結核感染症課（東京都千代田区霞が関）とする。成果物の数量、期限及び形態は以下のとおりとする。

No	成果物	数量	SLCP-JCF98 のアクティビティとの関係	納入期限	納入形態
1	テスト計画書	2	【1.5 運用プロセス】 1.5.1　プロセス開始の準備	契約後 1 週間以内	紙 1 部、CD-R 等の電子媒体 1 部
2	業務処理プログラムの走行確認試験項目および結果	2	【1.5 運用プロセス】 1.5.2　運用テストの実施 1.5.3　業務及びシステムの移行	運用開始まで	紙 1 部、CD-R 等の電子媒体 1 部
3	病原体等管理システム運用マニュアル（障害時における業務処理手順を含む）	2	【1.5 運用プロセス】 1.5.1　プロセス開始の準備 1.5.4　システム運用	運用開始まで	紙 1 部、CD-R 等の電子媒体 1 部
4	保守実施計画書	2	【1.5 運用プロセス】 1.5.1　プロセス開始の準備 1.5.4　システム運用	契約後 1 週間以内	紙 1 部、CD-R 等の電子媒体 1 部
5	運用･保守に係る報告書(定期的な報告並びに一時的な作業や障害対応の報告を含む)	1	【1.5 運用プロセス】 1.5.4　システム運用 1.5.5　業務運用と利用者支援 【1.6 保守プロセス】 1.6.2　問題把握及び修正分析 1.6.3　修正の実施	毎翌月 10 日	紙による

・No3「病原体等管理システム運用マニュアル（障害時における業務処理手順を含む)」、No4「保守実施計画書」及び No5「運用・保守に係る報告書（定期的な報告並びに一時的な作業や障害対応の報告を含む)」に関しては、受注者の提案するシステム設置場所、回線等によって異なることが想定されるため、新たに作成するものとするが、平成 19 年度調達時の成果物が流用できる場合は、差し替え等による提出でも可とする。

・CD-R 等の保存する形式は、Word2003、Excel2003 及び PDF 形式とする。ただし、結核感染症課が別に形式を定めて求めた場合はこの限りではない。

3.5 検収条件

本調達に係る契約に定める本システム稼動のための諸条件納入物が受注者から提出され、受注者が提供する場所及び回線において、結核感染症課が提供する業務処理プログラム及び動作環境一式が稼働し、機能間の連携及び正常な運用の保証が確認されたものを検収合格とする

3.6 納入条件

本調達に際し、以下の納入条件を満たすこと。

（１）本調達は、「3.1 調達範囲」に定める一切の費用を含めること。また、本システムの稼動開始日迄に必要となる費用も一切を含めること（設置場所への搬入費用や設置場所に関する費用（建物、電力設備、電気利用等)、回線費用等を指す)。

（２）納入に当たり、本仕様書に明示された各種要件を十分に満足させること。

（３）納入工程に当たり、納入スケジュール等、納入工程に係る実施作業について、結核感染症課職

員の承認を得ること。

（４）本仕様書に明示されていない事項で必要と認められる作業は、結核感染症課職員に報告の上、受注者の責任において実施すること。

（５）業務処理プログラムの走行確認試験を必要な要員を確保の上、結核感染症課職員の指示の下で、当該試験を実施すること。

（６）ISO9001:2000 の認証品質マネジメントシステムを有している組織・部門が、その品質システムで作業をすること。

（７）情報セキュリティ関連の基準として、「厚生労働省情報セキュリティポリシー（平成 19 年 9 月 20 日)」及び「病原体等管理システム情報セキュリティ対策実施手順」を遵守すること。特に本システムは社会的影響の大きい情報を扱うことから、移設作業等には十分これを留意すること。

3.7 応札者の条件

応札者は、次の条件を満たしていること。

（１）納入体制

全社的に製品及び提供サービスの信頼性を確保するための品質管理体制及び基準等を有していること。納入時のトラブル発生時に迅速な原因究明、復旧の対応が取れる総合的な体制を有すること。

（２）審査登録機関の認証等

・品質管理体制について ISO9001:2000 の認証を取得していること。また、ISO9001:2000 については、本事業を遂行する事業所が取得していること。

・JIS Q 15001、JIS Q 27001 及び ISO/IEC27001 のいずれかの認証を取得していること。

・国土交通省より電気工事業及び電気通信工事業の許可を取得していること。

（３）社内教育

本事業遂行要員に対し、本調達の安全確実な遂行に必要な以下に示す教育を実施していること。

・情報技術に関する教育

・個人情報保護及びセキュリティに関する教育

（４）その他

厚生労働省ＣＩＯ補佐官及びその支援スタッフなど（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職員の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）に規定する任期付き職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号）に基づき交流採用された職員を除く）が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者ではないことする任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号）に基づき交流採用された職員を除く）が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者ではないこと。

3.8 監督及び検収

受注者は、本調達に際し結核感染症課職員の指示に従うこと。

（１）本契約の適切な履行を確保するために必要と認める場合は、結核感染症課職員が受注者の作業場所、 その他必要な場所に立ち入り、監督を行なうことができるものとする。

（２）結核感染症課職員の質問、検査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ修正及び改善要求があった場合には、これに応じなければならない。ただし、修正及び改善要求の内容は本仕様書に記載

する範囲とし、その範囲を越える場合は、受注者と別途調整の上、対応することとする。

（３）納入期限までに、発注者が定める検収職員に対してその旨を報告し、検収に応じなければならない。また、システム構築を行なう上で、本仕様書及び入札説明書より指示される受注者が提出しなければならない各種提出書類についても、同様に検収の対象とする。

（４）受注者は、納入期限までに前記の検収に合格しなければならないものとする。

3.9 SLA（サービスレベル協定）

本調達では SLA（サービスレベル協定）を定義することにより、当省が求めるサービスについての品質・性能等を規程する。

（１）サービスレベル評価項目

以下の表で示すサービスレベル評価項目を設定することを想定している。詳細は受注者と協議の上決定するものとする。応札者は最適なサービスレベル水準を検討し、提案書に説明すること。

サービス分類	サービスレベル評価項目
システム運用	重大障害の件数
	障害復旧時間
回線	重大障害の件数
	障害復旧時間

（２）運営ルール

・SLA の遵守については、本調達の運用開始日から適用する。

・SLA 項目における達成状況については、毎月提出する運用保守に係る報告書において報告すること。

・報告に係る調整については、受注者側で行うこと。

・SLA が遵守できていない場合、原因・改善策について報告し、対応状況についても併せて報告すること。

3.10　著作権等

（１）本調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、受注者が本調達の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて厚生労働省に帰属するものとする。

（２）本調達に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

（３）本調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

（４）本調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に厚生労働省へ報告し、承認を得ること。

なお、受託業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知

し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

4. 情報システムの要件

本システムの業務処理プログラムは平成 19 年度に開発済みである。本調達にあたり参考までに以下にその概要を示す。

本システムは特定病原体等の所持事業所毎に各種手続きをシステム化する事を基本要件としている。種別毎の管理レベルが異なる為、手続き自体は以下の機能に細分される。

なお、各種処理と特定病原体種別との詳細な組み合わせについては表 4-1「機能・処理マトリクス」を参照のこと。

4.1 指定内容入力業務

（１）業務概要

指定内容入力業務とは、結核感染症課職員が、厚生労働大臣の指定した施設に関する情報をシステムで管理する業務である。

（２）機能概要

①結核感染症課職員において、一種病原体等取扱施設に関する情報及び添付書類の内容について、定型化されたチェックボックス等及び文書入力の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。

②一種病原体等取扱施設に関する情報の変更については、その実績を登録する機能を有する。

③データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.2 許可申請受理業務

（１）業務概要

許可申請受理業務とは、所持者・輸入者が厚生労働省健康局結核感染症課に病原体等許可申請情報を紙媒体で提出した場合に、結核感染症課職員が許可申請の受付を行い、内容をシステムへ登録する業務である。

（２）機能概要

①結核感染症課職員において、提出された申請書及び添付書類の内容について定型化されたチェックボックス等及び文書入力の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。

②許可後の申請内容の変更及び申請自体の取下げについては、その実績を登録する機能を有する。

③許可後の病原体等実際の所持確認については、その実績を登録する機能を有する。

④データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.3 届出受理業務

（１）業務概要

届出受理業務とは、所持者・輸入者が厚生労働省健康局結核感染症課または各地方厚生局担当課に病

原体等届出情報を紙媒体で提出した場合に、結核感染症課職員または各地方厚生局職員が届出の受付を行い、内容をシステムへ登録する業務である。

（２）機能概要

①結核感染症課職員または各地方厚生局において、提出された届出書及び添付書類の内容について定型化されたチェックボックス等及び文書入力の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。

②届出後の届出内容の変更及び届出自体の取下げについては、その実績を登録する機能を有する。

③データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.4 審査・許可証発行業務

（１）業務概要

審査・許可証発行業務とは、二種病原体等所持・輸入許可申請を厚生労働省健康局結核感染症課が行う審査、および許可証を発行する業務である。所持者・輸入者からの許可申請情報の適法性の確認、審査完了ステータス等をシステムに登録する。また、審査合格の時点で許可証を所持者・輸入者に発行する。

（２）機能概要

①許可申請情報に対する審査結果について、定型化されたチェックボックス等及び文書入力の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

③審査合格となった審査情報について、病原体等所持許可証または病原体等輸入許可証の書類を出力可能な機能を有する。

④審査された許可申請情報の審査履歴について、照会できる機能を有する。

4.5 情報検索業務

（１）業務概要

情報検索業務とは、結核感染症課職員及び地方厚生局担当課職員が、問題発生時の初期調査、病原体等の所持状況の把握、審査状況の把握などを目的として、蓄積した申請許可・届出情報について条件指定を行い検索する業務である。また、検索業務は各業務から自由に呼出、あるいは検索結果から届出情報の再表示など、利便性高く業務が行えるものとする。

（２）機能概要

①特定病原体等の所持施設、特定病原体等毎の所持状況（全国・都道府県単位）、二種病原体等の審査状況など、１５パターン程度の検索パターンで検索できる機能を有する。

②検索結果を画面に一覧表示する機能を有する。

③検索結果をＣＳＶ形式で出力する機能を有する。情報保護の観点より、全国分のＣＳＶ出力が可能なのは厚生労働省健康局結核感染症課内設置の病原体等管理端末のみとし、地方厚生局設置の病原

体等管理端末からは自局分以外のＣＳＶ出力は出来ないようにする。

4.6 統計処理業務

（１）業務概要

統計処理業務とは、結核感染症課職員及び地方厚生局担当課職員が、月別・年度別・地方厚生局別の申請件数、届出件数、許可件数、立入検査数、改善命令検査数など２０項目程度について蓄積した申請許可・届出情報を統計処理する業務である。

（２）機能概要

①期間等の条件を指定し、20 項目程度の情報を月別・年度別・地方厚生局別に統計処理する機能を有する。また、統計結果をＣＳＶ形式で出力する機能を有する。

4.7 報告徴収支援業務

（１）業務概要

報告徴収支援業務とは、法第５６条の３０に規定する報告徴収業務に関し、結核感染症課職員及び地方厚生局担当課職員が、特定病原体等種別毎の徴収内容（定型化）及び徴収の結果の措置内容をシステムで管理する業務である。

徴収内容：輸入、譲渡/譲受/運搬、教育訓練、滅菌、記帳、施設基準、保管基準、事故/災害など

（２）機能概要

①特定病原体等種別毎の徴収内容（定型化）及び徴収の結果の措置内容を入力する機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.8 立入検査支援業務

（１）業務概要

立入検査支援業務とは、感染症法第５６条の３１に規定する立入検査業務に関し、結核感染症課職員及び地方厚生局担当課職員が、立入検査の理由、内容、結果などをシステムで管理する業務である。

（２）機能概要

①立入検査の理由、内容、結果などを定型化されたチェックボックス等の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。また、他関係機関の本業務への意見内容を入力可能な機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.9 改善命令支援業務

（１）業務概要

改善命令支援業務とは、感染症法第５６条の３２に規定する改善命令業務に関し、結核感染症課職員及び地方厚生局担当課職員が、改善命令の理由、内容、結果などを管理する業務である。

（２）機能概要

①改善命令の理由、内容、結果などを定型化されたチェックボックス等の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。また、他関係機関の本業務への意見内容を入力可能な機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.10　感染症発生予防規程の変更命令支援業務

（１）業務概要

感染症発生予防規程の変更命令支援業務とは、感染症法第５６条の３３に規定する感染症発生予防規程の変更命令業務に関し、結核感染症課職員が、変更命令の理由、内容、結果などをシステムで管理する業務である。

（２）機能概要

①変更命令の理由、内容、結果などを定型化されたチェックボックス等の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。また、他関係機関の本業務への意見内容を入力可能な機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.11　解任命令支援業務

（１）業務概要

解任命令支援業務とは、感染症法第５６条の３４に規定する病原体等取扱主任者の解任命令業務に関し、結核感染症課職員が、解任命令の理由、内容、結果などをシステムで管理する業務である。

（２）機能概要

①解任命令の理由、内容、結果などを定型化されたチェックボックス等の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。また、他関係機関の本業務への意見内容を入力可能な機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.12　指定の取消し等支援業務

（１）業務概要

指定の取消し等支援業務とは、感染症法第５６条の３５に規定する一種病原体等所持の被指定者及び二種病原体等の許可者に対する取消し又は停止業務に関し、結核感染症課職員が、取消し等の理由、内容、結果などをシステムで管理する業務である。

（２）機能概要

①取消し等の理由、内容、結果などを定型化されたチェックボックス等の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。また、他関係機関の本業務への意見内容を入力可能な機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.13　滅菌等の措置命令支援業務

（１）業務概要

滅菌等の措置命令支援業務とは、感染症法第５６条の３６に規定する滅菌等の措置命令業務に関し、結核感染症課職員が、措置命令の理由、内容、結果などをシステムで管理する業務である。

（２）機能概要

①措置命令の理由、内容、結果などを定型化されたチェックボックス等の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。また、他関係機関の本業務への意見内容を入力可能な機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.14　災害時の措置命令支援業務

（１）業務概要

災害時の措置命令支援業務とは、感染症法第５６条の３７に規定する災害時の措置命令業務に関し、結核感染症課職員及び地方厚生局職員が、措置命令の理由、内容、結果などをシステムで管理する業務である。

（２）機能概要

①措置命令の理由、内容、結果などを定型化されたチェックボックス等の併用によりシステムへの情報入力が可能となる機能を有する。また、他関係機関の本業務への意見内容を入力可能な機能を有する。

②データ登録前に、入力項目に応じたシステム的な入力チェック機能（必須入力項目チェック、入力形式チェック等）を有する。

4.15　システム支援関連業務

（１）業務概要

システム支援関連業務とは、本システムのシステム管理者が運用性や信頼性を確保するために必要となる情報を管理する業務である。コード管理業務、エンドユーザー情報管理業務、アクセス管理業務等がある。

（２）機能概要

①コードの種類や名称を管理する機能を有する。

②システムを使用するエンドユーザー情報の登録・更新・削除を行える機能を有する。

③エンドユーザー毎に使用可能とする機能を選択できる機能を有する。

④システム運用中に一時的に自動生成され、その後不必要となったファイル（システムログ等）を削除する機能を有する。

表 4-1　機能・処理マトリクス

項番	該当する機能	入出力情報	入力	出力	対象となる病原体種別				備考
					1種	2種	3種	4種	
1	4.1 指定内容入力機能	一種病原体等所持施設に関する情報	○		○				
2	4.2 許可申請受理機能	二種病原体等所持許可申請書	○			○			
3		二種病原体等輸入許可申請書	○			○			
4		二種病原体等所持（輸入）許可証再交付申請書	○			○			
5		二種病原体等所持（輸入）許可変更許可申請書	○			○			
6	4.3 届出受理機能	滅菌譲渡届出書	○		○	○			
7		感染症発生予防規程届出書	○		○	○			
8		感染症発生予防規程変更届出書	○		○	○			
9		病原体等取扱主任者選任（解任）届出書	○		○	○			
10		災害時応急措置届出書	○		○	○	○	○	
11		二種病原体等所持許可変更届出書	○			○			軽微な変更をしようとした場合
12		二種病原体等所持（輸入）許可氏名等変更届出書	○			○			
13		三種病原体等所持届出書	○				○		
14		三種病原体等輸入届出書	○				○		
15		三種病原体等所持届出変更届出書	○				○		
16	4.4 審査・許可証発行機能	二種病原体等所持許可証		○		○			
17		二種病原体等輸入許可証		○		○			
18	4.5 情報検索機能	入力された申請書や届出書等の蓄積情報		○	○	○	○	○	

19	4.6 統計処理機能	申請件数、届出件数許可件数、立入検査数、改善命令検査数等の集計値		○	○	○	○	○	
20		報告徴収業務に関する特定病原体等種別毎の徴収内容及び徴収の結果の措置内容 教育訓練義務の徴収状況	○		○	○			
21		滅菌譲渡義務の徴収状況	○		○	○	△	△	三種・四種は滅菌譲渡届出義務なし
22		記帳義務の徴収状況	○		○	○	○		
23		施設の基準義務の徴収状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
24	4.7 報告徴収支援機能	保管等の基準義務の徴収状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
25		（運搬の届出義務の徴収状況）	○		○	○	○		
26		（事故届義務の徴収状況）	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
27		災害時の応急措置義務の徴収状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
28		立入検査業務に関する以下の情報 教育訓練義務の履行状況	○		○	○			
29		滅菌譲渡義務の履行状況	○		○	○	△	△	三種・四種は滅菌譲渡届出義務なし
30		記帳義務の履行状況	○		○	○	○		
31		施設の基準義務の履行状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
32	4.8 立入検査支援機能	保管等の基準義務の履行状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
33		（運搬の届出義務の履行状況）	○		○	○	○		
34		（事故届義務の履行状況）	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
35		災害時の応急措置義務の履行状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。

36	4.9 改善命令支援機能	改善命令業務に関する以下の情報 教育訓練義務の履行状況	○		○	○			
37		滅菌譲渡義務の履行状況	○		○	○			三種・四種は滅菌譲渡届出義務なし
38		記帳義務の履行状況	○		○	○	○		
39		施設の基準義務の履行状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
40		保管等の基準義務の履行状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
41		（運搬の届出義務の履行状況）	○		○	○	○		
42		（事故届義務の履行状況）	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
43		災害時の応急措置義務の履行状況	○		○	○	○	○	四種は事故等発生時のみ管理対象となる。
44	4.10 感染症発生予防規程の変更命令支援機能	感染症発生予防規程の変更命令業務に関する変更命令の理由、内容、結果等	○		○	○			
45	4.11 解任命令支援機能	病原体等取扱主任者の解任命令業務に関する解任命令の理由、内容、結果等	○		○	○			
46	4.12 指定の取消し等支援機能	一種病原体等所持の被指定者及び二種病原体等の許可者に対する取消し又は停止業務に関する取消し等の理由、内容、結果等	○		○	○			
47	4.13 滅菌等の措置命令支援機能	滅菌等の措置命令業務に関する措置命令の理由、内容、結果等	○		○	○			
48	4.14 災害時の措置命令支援機能	災害時の措置命令業務に関する措置命令の理由、内容、結果等	○		○	○	○	○	

（括弧書き）は他省庁の所掌業務であるため、把握できた場合に備考欄に入力する程度のイメージ

5. 規模・性能要件

本システムの業務処理プログラム及び動作環境一式は平成 19 年度に構築済みである。本調達にあたり参考までに以下に規模･性能要件の概要を示す。

5.1 規模

（１）情報量等

本システムで想定される、初年度年間病原体等許可申請・届出件数は以下のとおりである。

許可申請件数・・・約１，８００件

届出件数・・・・・約５，２５０件

これらの病原体等許可申請・届出データを本システムでは５年間保管する。保管する場合、算出の根拠に必要となる年間病原体等許可申請・届出件数の想定伸び率は、１０%とする。また、５年間保管された許可申請・届出情報は、次期システムリプレース時に別途調達し、決定した業者により他の媒体等に保管する。

なお、１件あたりの容量は平均 500KB とする。これは、届出に際して、個人・法人を証明する書類、病原体等保管する施設情報などスキャナ等で取り込んだ付加情報、その他届出に必要な書類が電子的に添付される事を考慮し、これら添付ファイルも本システムでの保管の対象とする。（添付ファイルは、原本イメージの状態で保管する。）

（２）情報取扱い要件

厚生労働省健康局結核感染症課及び各地方厚生局担当課において取扱い可能な情報を、病原体種別毎に以下に示す。

	一種病原体	二種病原体	三種病原体	四種病原体（注１）
厚生労働省健康局結核感染症課	○	○	○	○
各地方厚生局担当課	－	－	○自局扱い分のみ共有可能	○自局扱い分のみ共有可能

四種病原体については、立入検査・改善命令・報告徴収対応のみ管理する。

（３）付加データ

本システムでは、病原体等許可申請・届出データの他に、以下データを付加データとして管理する。

・事業所関連情報（病原体等所持施設の地図情報情報等）

・その他必要書類（病原体等許可申請・届出に添付されたてきた必要な書類）

なお、付加データは病原体等許可申請・届出受付時に、結核感染症課職員又は各地方厚生局職員がスキャナで取り込み、本システム画面より病原体等許可申請・届出データ登録時にスキャナで取り込んだファイルを指定することで、システムに登録されることとする。

5.2 性能

本システムの性能に係る要件を示す。

（１）レスポンスタイム

病原体等管理端末より添付資料を含めた病原体等許可申請・届出データの登録を行い、その結果を返却するまでの処理時間（目標値）は、10 秒以内（平均値）とする。

本システムの稼働経過の途中で、性能劣化等で目標値に達しない場合は、調査を実施し、対処を施すこと。

（２）ピーク時同時端末接続

結核感染症課及び各地方厚生局に設置される全ての病原体等管理端末台数（９台）が同時にサーバへ接続した場合の処理時間も、「（１）レスポンスタイム」で示す目標値に準ずる。

本システムの稼働経過の途中で、性能劣化等で目標値に達しない場合は、調査を実施し、対処を施すこと。

6. 信頼性要件

本システムの業務処理プログラム及び動作環境一式は平成 19 年度に構築済みである。本調達にあたり参考までに以下に信頼性要件の概要を示す。

（１）本番系・維持系二系統での対応

何らかの故障や障害の発生により、本システムにて一時的に正常な業務処理運用が継続できなくなった場合は、システム等障害の復旧までの間、マニュアル運用による業務処理を実施する。本番系業務処理サーバにて長期間（もしくは長時間）正常な業務処理運用が継続できなくなった場合には、維持系業務処理サーバをその代替とするために、システムコードの移行など必要な作業を実施した後、所持者・輸入者からの許可申請・届出受付業務等、一部業務のみを本システムで実施できるようにする。

（２）冗長性の確保

病原体等許可申請・届出情報を本システムで受付けた後、ディスクへ格納した届出情報については、ディスク装置の故障等により完全に消失することがないように、ディスクの冗長構成化及びデータのバックアップ対策を実施する。

7. 情報セキュリティ要件

本システムの業務処理プログラム及び動作環境一式は平成 19 年度に構築済みである。本調達にあたり参考までに以下に情報セキュリティ要件の概要を示す。

（１）アクセス権限

・病原体等管理端末利用者の利用権限が設定でき、管轄する事業所に応じた操作のみ行なえるようにする。

・病原体等管理端末利用者の認証には、ID/パスワード認証方式に加え、IC カードと生体認証の併用によるアクセス制限を行う。

（２）情報漏えい防止対策

・データベースに格納するデータは暗号化を行なう。

・病原体等管理端末には外部媒体への入出力制御が可能である。

・病原体等管理端末及びサーバの操作ログを取得する。

・認証に使用する生体情報が、IC カード外に流出しない認証方式を採用する。

（３）ウィルス対策

・全ての病原体等管理端末においてウィルス対策用のソフトウェアを搭載し、リアルタイムに検索・駆除ができる。

・ウィルス定義ファイルの更新が可能である。

（４）盗難・紛失防止対策

・病原体等管理端末は鍵付の居室に設置する、もしくは、ワイヤーで机に固定する。

（５）通信の秘匿性

・インターネットと接続しない。

・サーバと病原体等管理端末との通信は、SSL を用いて暗号化する。

（６）不正アクセス対策

・特定の IP アドレス以外からのアクセスを遮断する。

・許可したプロトコル以外のアクセスを遮断する。

8. 情報システム稼働環境

本システムを構成する稼働環境の概要を以下に記載する。なお、本章に記載するハードウェア、ミドルウェアは結核感染症課で既に準備しているため参考とし、「8.5 システム設置場所要件」「8.6 回線要件」に記載している事項は本調達の範囲であるため、留意すること。なお、業務処理プログラム及びミドルウェアは指定のハードウェアにインストール・設定済みである。

8.1 システム構成図

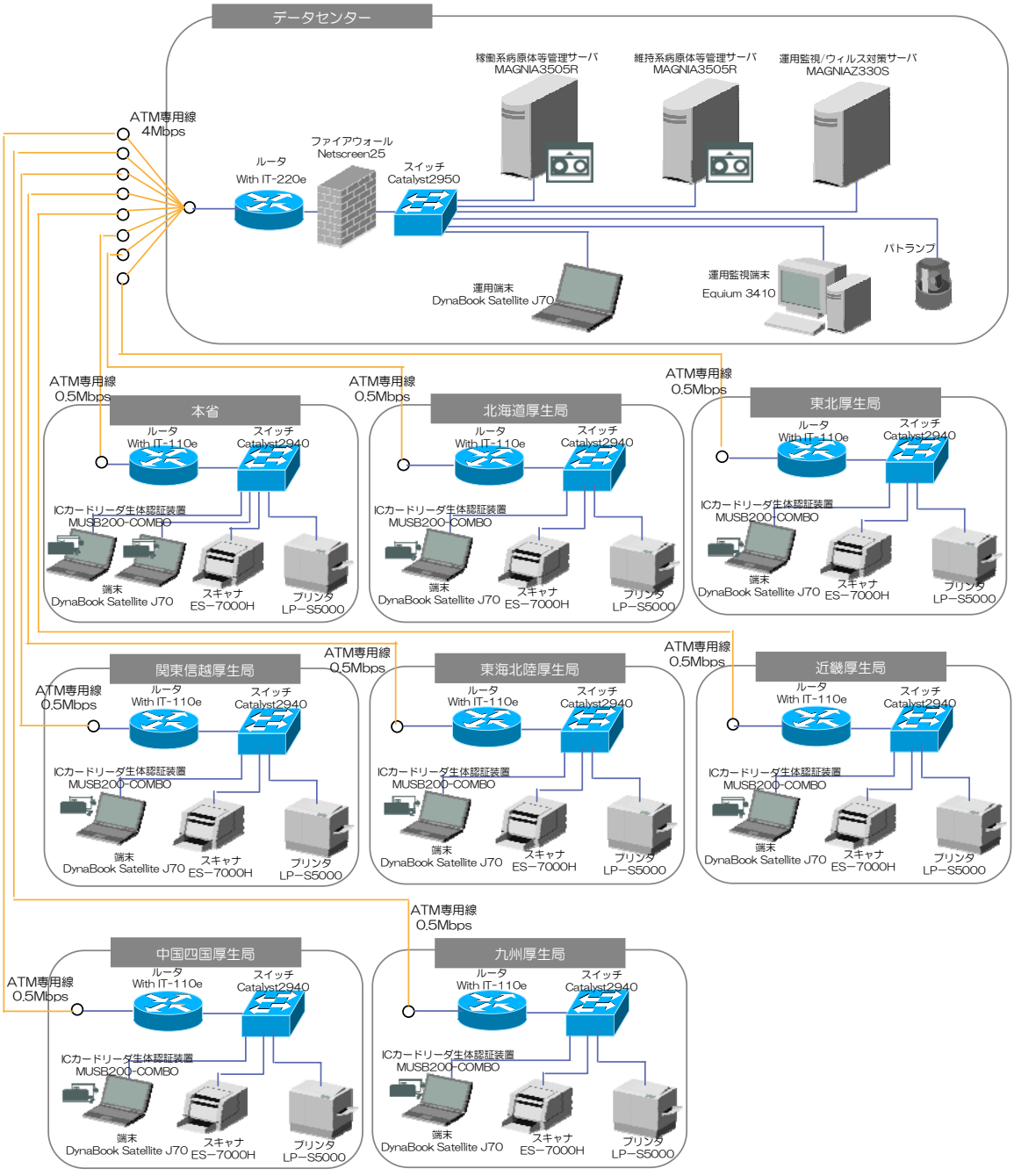

8.2 システム構成概要

8.2.1　データセンター設置システム構成概要

No	機種名称／搭載ソフトウェア	数　量
1	【本番系病原体等管理サーバ】 ①機　種 東芝 MAGNIA 3505R ②オペレーティングシステム Windows 2003 Server R2 Standard Edition ③ミドルウェア ・BEA WebLogic Express 9.1J ・Oracle Database 10g Standard Edition ・IOWebDOC 及び Java 用インタフェース ・Symantec AntiVirus コーポレートエディション 10.2 ・BrightStor ARCserve Backup r11.5 for Windows ・セキュアサーバ ID（サーバ証明書）	1
2	【維持系病原体等管理サーバ】 ①機　種 東芝 MAGNIA 3505R ②オペレーティングシステム Windows 2003 Server R2 Standard Edition ③ミドルウェア ・BEA WebLogic Express 9.1J ・Oracle Database 10g Standard Edition ・IOWebDOC 及び Java 用インタフェース ・Symantec AntiVirus コーポレートエディション 10.2 ・BrightStor ARCserve Backup r11.5 for Windows ・セキュアサーバ ID（サーバ証明書）	1
3	【ウィルス対策／運用監視サーバ】 ①機　種 東芝 MAGNIA　Z330S ②オペレーティングシステム Windows 2003 Server R2 Standard Edition ③ ミドルウェア ・Tivoli Net View ・Symantec AntiVirus コーポレートエディション 10.2	1
4	カセット磁気テープ装置（東芝 AIT-3）	2
5	ラック	1
6	共用コンソール：東芝ラック 15 型液晶モニタセット/ 8 ポートスイッチボックス及びケーブル	1
7	ファイアウォール：Netscreen25	1
8	ルータ：日立 WithIT-220e	1
9	L2 スイッチ　：　Catalyst 2950	1
10	運用監視端末：東芝 Equium3410/パトライト	1
11	運用端末：東芝 dynabook Satellite J70 180E/5	1

8.2.2　結核感染症課及び地方厚生局設置システム構成概要

No	機種名称／搭載ソフトウェア	数　量
1	【端末】 ①機　種 東芝 dynabook Satellite J70 180E/5 ②オペレーティングシステム Windows XP Professional SP2 ③ミドルウェア ・Adobe Reader ・Norton Ghost 12.0 ・MC-Passport Enterprise ・Symantec AntiVirus コーポレートエディション 10.2	9
2	IC カードリーダ生体認証装置：エムコマース MUSB200C	9
3	プリンタ：EPSON LP-S5000	8
4	スキャナ：EPSON ES-7000H	8
5	L2 スイッチ：Catalyst 2940	8
6	ルータ：日立 WithIT-110e	8

8.3 ハードウェア構成図

8.3.1　本番系病原体等管理サーバ

本番系病原体等管理サーバは東芝製 MAGNIA3505R である。以下にハードウェア構成を図示する。

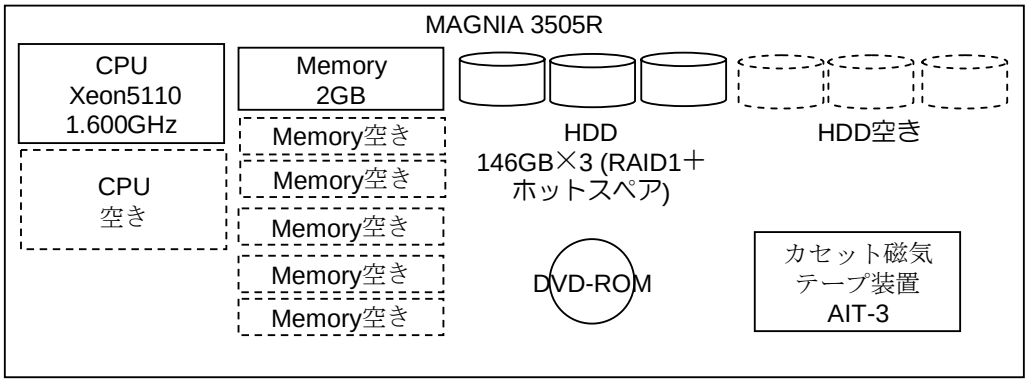

8.3.2　維持系病原体等管理サーバ

維持系病原体等管理サーバは東芝製 MAGNIA3505R である。以下にハードウェア構成を図示する。

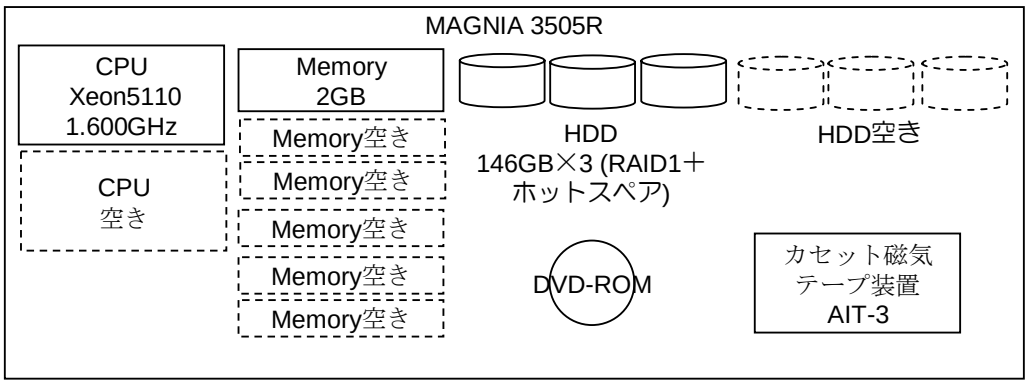

8.3.3 ウィルス対策／運用監視サーバ

ウィルス対策／運用監視サーバは東芝製 MAGNIA Z330S である。以下にハードウェア構成を図示する。

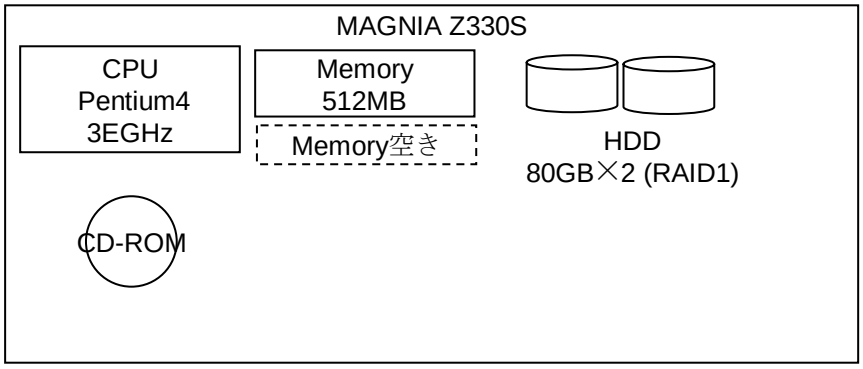

8.3.4 端末

端末は東芝製 Dynabook Satellite J70 180E/5 である。以下にハードウェア構成を図示する。

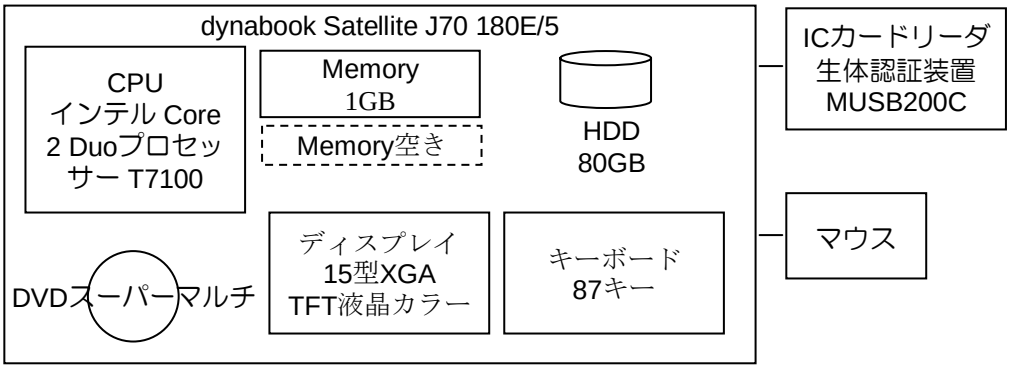

8.3.5 運用端末

運用端末は東芝製 Dynabook Satellite J70 180E/5 である。以下にハードウェア構成を図示する。

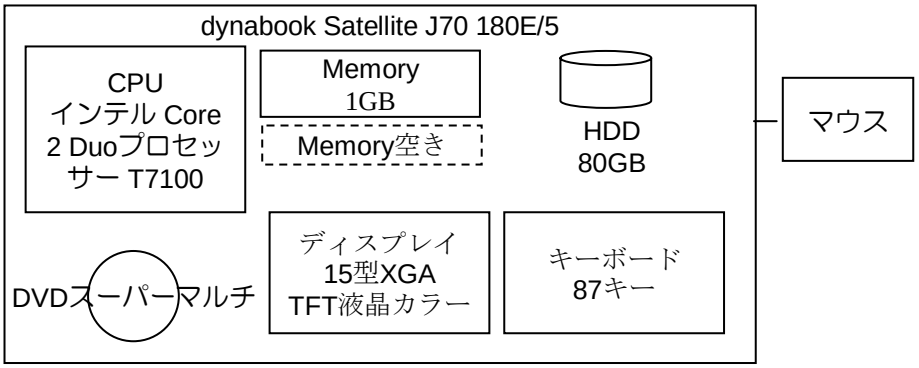

8.3.6　監視端末

監視端末は東芝製 Equium3410 である。以下にハードウェア構成を図示する。

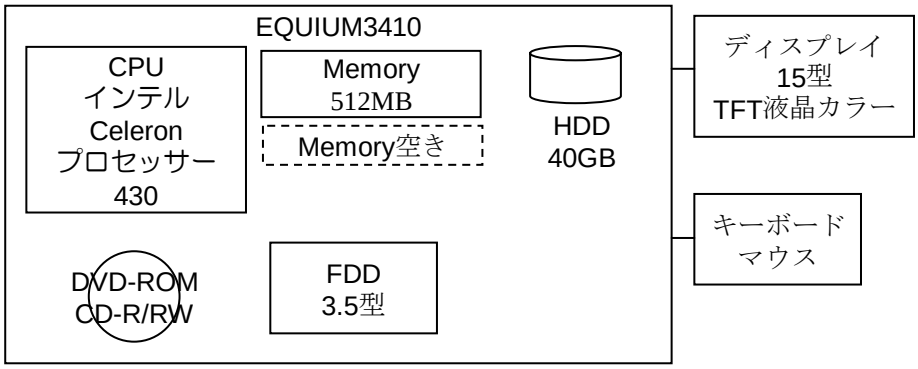

8.4 ミドルウェア構成図

本番系病原体等管理サーバ

- 業務処理プログラム
- AntiVirus Corporate Edition 10.2
- BrightStor ARCserve Backup r11.5
- IOWebDOC/Javaインタフェース
- OracleDatabase 10g Standard Edition
- BEA WebLogic Express 9.1J
- セキュアサーバID（サーバ証明書）
- IIS 6.0
- Windows Server 2003 R2 Standard Edition

維持系病原体等管理サーバ

- 業務処理プログラム
- AntiVirus Corporate Edition 10.2
- BrightStor ARCserve Backup r11.5
- IOWebDOC/Javaインタフェース
- OracleDatabase 10g Standard Edition
- BEA WebLogic Express 9.1J
- セキュアサーバID（サーバ証明書）
- IIS 6.0
- Windows Server 2003 R2 Standard Edition

ウィルス対策／運用監視サーバ

- AntiVirus Corporate Edition 10.2
- BrightStor ARCserve Backup r11.5 ClientAgent
- Tivoli Net View
- Windows Server 2003 R2 Standard Edition

端末

- Norton Ghost 12.0
- AntiVirus Corporate Edition 10.2
- MC-Passport Enterprise
- Adobe Reader
- Internet Explorer 6.0
- Windows XP Professional SP2

運用端末

- Norton Ghost 12.0
- AntiVirus Corporate Edition 10.2
- MC-Passport Enterprise
- Adobe Reader
- Internet Explorer 6.0
- Windows XP Professional SP2

運用監視端末

- AntiVirus Corporate Edition 10.2
- Internet Explorer 6.0
- Windows XP Professional SP2

8.5 システム設置場所要件

システムは、以下に示す要件を満たすデータセンターに設置すること。

（１）本システムの本番系病原体等管理サーバ、維持系病原体等管理サーバ、ウィルス対策／運用監視サーバ、運用監視端末および運用端末（以下、サーバ関連機器）は、東京都 23 区内に設置すること。なお、サーバ関連機器を設置する建物は、受注者が用意するものとする。

（２）機器は設置場所のフロア内に通信回線等設置工事を施し、据付を行なうこと。また、サーバ関連機器設置場所には必要な電源工事を施すこと。

（３）機器設置の際は、必要な耐震処理を施すこと。

（４）サーバ関連機器を設置する建物の設備は、以下の条件を満たすこと。

- 耐震レベル、震度 7 に耐えうる建物。
- 無停電電源設備（2 系統以上の受電装置、無瞬断蓄電池及び 24 時間以上の停電にも耐える自家発電装置を含む）を備えている建物。
- 消防法上必要な防火設備を備えている建物。
- IC ゲート等による一元的な入退室管理が可能な建物。
- IC ゲート等による一元的な入室管理が可能なコンピュータ室を備えている建物。
- システム保守をする者が、本システムの動作状態等を 24 時間 365 日監視及び待機するのに必要な設備が備えられている建物。
- 建物を 24 時間 365 日、必要な場所にてカメラ監視を行なっていること。必要な場所とは、建物玄関、受付、フロアゲート、共有スペース（廊下や休憩所等）等を指し、建物玄関、受付、共有スペース、マシンフロアについては、カメラ監視を必須とする。
- 窓なしとする等、外部から容易に見とおせない対策が施されていること。

（５）サーバ関連機器を設置する建物の運用は、以下の条件を満たすこと。

- 建物は、ガードマン等による有人監視（不審物、不審者等の発見のため、ガードマンの巡回等の運用）の運用を 24 時間 365 日行なっていること。
- 建物に入館する場合は、訪問先及び入館者の会社名、氏名、連絡先等、必要事項を記入させる運用を行なっていること。また、入館中は訪問先等を記入したカード等（紙等でも可）を入館者に携帯させる運用を行なっていること。
- 建物に入館する場所（受付やトラック搬入口等）には、必ず有人で対応する運用を行なっていること。
- IC ゲート等による入退室管理については、常時履歴を取得する運用を行なっていること。また、問題等が発生した場合やシステム管理者が要求した場合等、その履歴を必要関係者に提示できる運用が行なえること。
- 将来にわたり回線事業者を自由に選択可能なキャリアフリー環境であること。

（６）本システムのサーバ設置場所（マシン室）は、以下の条件を満たしていること。

- 設置スペース：保守エリアを含む、本システムサーバ及び周辺機器を設置できるスペースを確保すること。
- 高さ制限：ビル内の設置機器の高さ制限が、導入する本システム機器類の設置要件に適合していること。
- 床荷重制限：ビル内の設置機器の床荷重制限が、導入する本システム機器類の設置要件に適合

していること。

・室内温湿度条件について、コンピュータ動作条件を満たしていること。

・電源はコンピュータ動作に必要な電源容量を確保すること。

・床下にケーブル等を収容するようフリーアクセス床になっていること。なお、床の高さは500㎜以上を確保していること。

・マシン室内に超高感度煙感知器が設置されていること。

・防火設備として窒素系の新ガスによるガス消火設備を備えていること。

・マシン室内に浸水の恐れが無いように対策が施されていること。

・IC ゲート等による一元的な入室管理を行なっていること。また、退室管理についても履歴管理を取得できる運用を行なえること。

・今後の機器及びラック等の増設に対応できるスペースを別途確保できること。

（７）工事にあたっては、設置場所の建物管理組織及び同建物内の各組織に対して必要な調整を行なうこと。

（８）受注者が 365 日 24 時間入れること。

（９）サーバ関連機器以外の機器（端末・プリンタ・スキャナ等）は以下に示す場所に設置している。

No.	名称	所在地
1	結核感染症課	千代田区霞が関 中央合同庁舎第五号館
2	北海道厚生局	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第 1 合同庁舎
3	東北厚生局	仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア
4	関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
5	東海北陸厚生局	名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館
6	近畿厚生局	大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 76 号 大阪合同庁舎第 4 号館
7	中国四国厚生局	広島市中区上八丁掘 6-30 広島合同庁舎 4 号館
8	九州厚生局	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号 福岡第二合同庁舎

8.6 回線要件

ネットワークの基本要件を以下に示す。

また、「5. 規模・性能要件」で示した内容を満たす回線を提供すること。

（１）回線種別

地方厚生局職員および結核感染症課職員がサーバにアクセスするネットワーク回線は、本システムのセキュリティを十分に確保できる専用線とする。

（２）クローズドなネットワーク構成

本システムの利用者が、厚生労働省健康局結核感染症課及び各地方厚生局のみであるため、接続する端末の IP アドレス指定等端末接続まで限定したクローズドなネットワーク構築とすること。特に、所持者・輸入者が許可申請・届出を電子申請する仕組みは提供しないため、両者と本システムの間は

物理的、論理的にも一切接続しない形態とする。

（３）回線数量

厚生労働省健康局結核感染症課（１箇所)、各地方厚生局（７箇所）およびハードウェア設置場所を接続する数量とする。

＜参考＞

現状の回線はATM専用線サービスを採用し、通信速度は以下のとおりである。

No.	拠点	回線速度
１	結核感染症課ーデータセンター	４Ｍｂｐｓ
２	北海道厚生局ーデータセンター	０．５Ｍｂｐｓ
３	東北厚生局ーデータセンター	０．５Ｍｂｐｓ
４	関東信越厚生局ーデータセンター	０．５Ｍｂｐｓ
５	東海北陸厚生局ーデータセンター	０．５Ｍｂｐｓ
６	近畿厚生局ーデータセンター	０．５Ｍｂｐｓ
７	中国四国厚生局ーデータセンター	０．５Ｍｂｐｓ
８	九州厚生局ーデータセンター	０．５Ｍｂｐｓ

9. テスト要件

（１）受注者が設置・移設する業務処理プログラム及び動作環境一式の正常稼働を保証するため必要な動作確認を作業主体者として実施すること。なお、正常稼働を保証するための必要な動作確認とは以下のテストを想定している。

- 業務処理プログラムの動作確認テスト
- 「5.2 性能」に記載された要件の性能テスト
- データセンターー結核感染症課・地方厚生局間の回線疎通テスト
- データベースのバックアップ、リストアテスト（「6.信頼性要件」の「（１）本番系・維持系二系統での対応」に記載した切り替えテストも含む）
- ウィルス対策／運用監視サーバよりサーバ機器及び端末に対して最新のウィルス定義ファイルの配信テスト
- ファイアウォールにおいてIPフィルタリング、指定のプロトコルの制御テスト
- 運用監視における異常系のアラートを監視端末及びパトランプでの検知テスト

（２）受注者は、評価基準、開始・終了条件、テスト実施体制、テスト方法（使用ツール等を含む)、テストデータ、テスト環境等について本番運用時に想定されるすべてのケースを洗い出し、網羅的にテストが実施されるようテスト計画書を作成し、結核感染症課の承認を得ること。

10. 運用・保守要件

本システムの運用・保守要件を以下に記載する。なお、将来的に感染症法第 56 条の 38 に規定する関係機関等に別途調達により端末・回線等の設備を増設する可能性がある。（端末 5 台程度）本項に記載した要件は増設後の運用・保守も想定し、本調達の範囲となっているため、留意すること。

10.1　システム運用･保守業務一覧

本システムの運用・保守業務は以下のとおりとする。

頻度	種別	項目	業務内容
日次	稼働状況管理	稼働監視	システム稼動確認の実施。
	データ管理	バックアップ	データのバックアップ採取を実施する。
	セキュリティ管理	ウィルスパターンファイル更新	ウィルス対策サーバに対して、最新のウィルスパターンファイルを適用する。
	ログ管理	ログチェック	ＯＳログ、ミドルウェアログ等の管理。
月次	報告関連	システム運用保守月次報告書	システム運用保守月次報告書に、当月の業務実施状況について取りまとめ結核感染症課に提出する。
随時	障害対応	障害対応	障害発生時に障害対応を実施する。
	構成管理	ハードウェア・ソフトウェア構成管理	本システムを構成するハードウェア、ソフトウェアの構成、設定に変更が生じた場合、ドキュメントに反映させ、結核感染症課に提出にする。
	データ管理	リストア	障害発生時にデータのリストアを実施する。
	セキュリティ管理	パッチ適用処理	サーバ機器に対して、必要に応じ、パッチ適用を実施する。

10.2　稼働状況管理要件

（１）結核感染症課が準備する稼働状況監視環境を用いて、24 時間 365 日監視すること。

（２）監視する項目は病原体等管理サーバ（本番系・維持系）、スイッチ、ルータの ICMP 監視及び病原体等管理サーバ（本番系・維持系）本体内のハードウェア情報（電源/ファン/ハードディスク等）である。

（３）異常を検知した場合、速やかに関係者に連絡を行うこと。

10.3　データ管理要件

（１）結核感染症課が準備するバックアップ取得環境を用いて、毎日夜間にフルバックアップでデータベース情報をテープ媒体へ取得すること。

※バック取得環境

本システムのデータベースのバックアップを取得するためのカセット磁気テープ装置（本番系

病原体等管理サーバに内蔵）及びバックアップミドルウェアで構成される。詳細は「8. 情報システム稼働環境」を参照のこと。

（２）3 日前迄の状態にリカバリできるよう、バックアップ情報を世代管理すること。なお、結核感染症課が準備するバックアップ装置は 1 ドライブであるため、毎日 1 回テープ媒体を交換すること。

（３）障害が発生した場合、バックアップデータからリカバリを行うこと。

10.4　セキュリティ管理要件

（１）結核感染症課が準備するウィルス対策ソフトウェアの最新のウィルス定義ファイルが公開されているかを、毎日一定の時間帯にベンダホームページで確認し、公開されている場合は、都度ウィルス対策サーバに適用し、最新の状態に保つこと。

（２）各種サーバ及び端末の OS のパッチに関する情報を結核感染症課職員の要請に応じて、速やかに提供すること。なお、サーバに関しては結核感染症課職員と協議の上、パッチ適用を実施する場合、スケジュールを提示して承認を受けた上で実施すること。

10.5　ログ管理要件

（１）OS、ミドルウェアのログを結核感染症課職員の要請に応じて、解析・報告すること。

10.6　報告関連要件

（１）毎月 1 回、運用・保守に係る実施内容の報告を書面にまとめ、報告すること。
報告する項目は以下のとおりであること。

・障害問合せ及び運用監視システムで検知した障害件数

・障害問合せ及び運用監視システムで検知した障害内容・対処

（２）障害の重要度に応じては都度、書面による報告を求める場合もある。

（３）報告した内容は都度結核感染症課職員の承認を得ること。

10.7　障害対応要件

ハードウェア、ミドルウェア及び業務処理プログラムの以下の保守作業を実施すること。

（１）障害受付対応

・ハードウェア、ミドルウェア及び業務処理プログラムの保守窓口は他社製品に関わらず一元化すること。

・サーバ関連機器については 24 時間受付対応する。受付対応時間は原則として、9 時 00 分～ 18 時 30 分とし、早急な対応が必要なトラブルについては、別途結核感染症課職員と調整の上、決定する。

・保守窓口は本システムの専用の電話回線及びメールアドレスを準備すること。

（２）障害発生時の切り分け

・障害（要望含む）発生時にその事象がハードウェアの障害、ソフトウェアの障害のいずれであるかを切り分け、適切な対処を実施すること。

・重大な障害発生時、及び緊急性を要する障害発生時に、その障害の状況について結核感染症課に対し随時報告をすること。また、ユーザにメール等により、連絡すること。

（３）ハードウェア障害復旧対応

・障害箇所の特定調査を実施し、障害復旧作業を行うこと。作業実施場所は以下のとおりとする。

主なハードウェア	作業実施場所
・病原体等管理サーバ（本番系・維持系） ・ウィルス対策/運用監視サーバ ・L2 スイッチ ・ルータ ・ファイアウォール ・端末 ・プリンタ ・スキャナ	オンサイト （データセンター、結核感染症課、地方厚生局）
・IC カードリーダ生体認証装置 ・運用端末 ・運用監視端末	センドバック

・オンサイトで対応する場合は、日時を結核感染症課職員に連絡し、承認を得ること。

・ハードディスクの交換やデータが消失した場合はサーバ関連機器についてははバックアップメディアから故障前の状態に戻すこと。

端末においては、結核感染症課及び地方厚生局に常備している運用マニュアル及びリカバリディスクを用いて納品時の状態（本システムが使用できる環境）に戻すこと。

・障害の発生により本番系病原体等管理サーバにて長期間（もしくは長時間）正常な業務処理運用が継続できなくなった場合には、維持系病原体等管理サーバをその代替とする。その際、最新のバックアップメディアからデータ移行など必要な作業を実施すること。

・本番系病原体等管理サーバから維持系病原体等管理サーバへの切り替えが必要と判断し、保守業者へ通知してから 24 時間以内にサーバ切り替えを行うこと。

なお、受注者は、24 時間以内にバックアップデータからシステムを復旧できる事を前提とし、その継続性をより確実なものとするために、受注者にて年 1 回の教育・訓練等を実施すること。また結核感染症課の求めにより、その実施結果を書面にて報告すること。

（４）業務処理プログラム及びミドルウェア障害復旧対応

・障害箇所の特定調査を実施し、障害復旧作業を行うこと。

・オンサイトで対応する場合は、日時を結核感染症課職員に連絡し、承認を得ること。

・障害の発生により本番系病原体等管理サーバにて長期間（もしくは長時間）正常な業務処理運用が継続できなくなった場合には、維持系病原体等管理サーバをその代替とする。その際、最新のバックアップメディアからデータ移行など必要な作業を実施すること。

・本番系病原体等管理サーバから維持系病原体等管理サーバへの切り替えが必要と判断し、保守業者へ通知してから 24 時間以内にサーバ切り替えを行うこと。

・OS、ミドルウェアにおいてベンダから提供される保守情報に従い、そのレベルアップ、修正等を必要に応じて行うこと。作業の実施可否については、システムの状況を考慮の上で別途協議すること。

10.8　構成管理要件

本システムを構成するハードウェア、ミドルウェア、業務処理プログラムの構成・設定内容が変更になった場合は、以下のドキュメントを変更し、差し換え分を結核感染症課に提出すること。

分類	ドキュメント名称
業務処理プログラムに係るドキュメント	設計書
	ソフトウェア構成図
	業務処理フロー
	開発ソフトウェア操作マニュアル
	病原体等管理システム環境設定手順書
	テーブル定義書及びＥＲ図
動作環境に係るドキュメント	ハードウェア機器取扱説明書
	システム構成図
	ハードウェア及びミドルウェアの環境設定値一覧
	病原体等管理システム運用マニュアル

11. 特記事項

以下の事項に留意し遂行すること。

（１）本仕様書は、最低限の基準を示したものである。従って、本仕様書に記述のない事項であっても、電子計算機システムとしての運用･保守として当然備えるべき事項については、仕様に含まれるものとして検討し、考慮すること。

（２）本件の遂行に当たって、結核感染症課の意思及び意向を十分に汲み、誠実かつ最大限の努力を行なうこと。

（３）本件を遂行する上で作業内容、仕様及び条件に疑問点や変更が生じる場合、及び本仕様書に記載のない内容については、直ちに受注者と結核感染症課で協議し、解決に向けて最善の努力を行なうこと。

（４）本調達内容の遂行において知り得たセキュリティ等の情報に関する取扱いに十分留意し、他への漏えいが行なわれないように対応すること。

（５）仕様書に明記していない業務が急遽発生した場合は、結核感染症課担当者との密接な協議に基づき別途調整すること。

（６）納入体制、総括責任者、グループ責任者については、その体制および経験年数、所有資格等を契約当初に書面をもって報告し、結核感染症課の承認を受けること。また変更が生じた場合には、変更内容等の所要事項を記載した書面をもつて報告し、事前に結核感染症課の承認を受けること。

（７）現行の運用業者の支援が必要となり費用が発生する場合、その費用は受注者が負担すること。

（８）本件を遂行するに当たり、本事業の総括責任者として各種対応を実施すること。

（９）厚生労働省全体管理組織（PMO）が担当課室に対して指導・助言等を行った場合は、受注者もその方針に従うこと。

（１０）「電子政府推進計画」などの方針（今後出されるものも含む）に従うこと。

（１１）本調達に際し、知り得た知識については、その機密を保持するものとし、厚生労働省に無断で公開又は第三者への使用を行なってはならない。

（１２）本仕様書に記載されている、製品名及び機器名については、各社の商標又は登録商標である。

（１３）落札後、結核感染症課担当者より受注者に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の解釈について説明を行う。

（１４）本調達の応札にあたり、別途業務処理プログラム及び動作環境に係る設計書等のドキュメント（「10.8 構成管理要件」で示したドキュメント）の閲覧を可とするため、応札希望者は別途結核感染症課に申し出ること。

（１５）将来的に厚生労働省統合ネットワークに移行する可能性があるため、検討の支援をおこなうこと。

※厚生労働省統合ネットワーク

厚生労働省本省（中央合同庁舎 5 号館）と出先機関等を接続するため、出先機関やシステム単位で構築・運用されていた複数のネットワークを統合したネットワーク。平成 20 年 4 月より稼働している。

12. 妥当性証明

調達担当課室の長

健康局結核感染症課情報管理室長

病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要

参考資料1